

## 第23期佐世保市農業委員会第21回総会議事録

1 開催日時 平成31年2月27日(金) 13時30分から16時00分

2 開催場所 西地区公民館 二階第4講座室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手 源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員(なし)

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
佐世保地区	松永 豊吉	宇久地区	菅 徳雄
柚木地区	宮崎 敦	小佐々地区	松田 眞
大野地区	牟田 昇	江迎地区	小川 憲人
		鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(1名)

日宇地区 磯本 安男

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 堤 正英

事務局次長 中里 忠義

事務局係長 天羽 孝太郎  
事務局係長 太田 慎也  
事務局主査 博多屋 孝昭  
事務局主査 岩佐 隆志  
事務局主事 小宗 翔太

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第203号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第204号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について  
第205号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第206号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について  
第207号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更(農振法第10条第3項非該当案件)  
に伴う意見聴取について  
第208号議案 農用改良届について  
第209号議案 非農地証明願  
第210号議案 非農地通知について  
第211号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第212号議案 納税猶予(生前一括贈与)に関する農業経営継続証明について  
第213号議案 農用地利用集積計画(案)について  
第214号議案 農用地利用集積計画【中間管理事業】(案)について  
第215号議案 農用地利用配分計画(案)について  
第216号議案 佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地転用許可不要案件の受理について  
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について  
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第21回総会を開会いたします。  
一、開会。①会長挨拶。

- 会 長 皆さま、こんにちは。  
早いもので、明後日から3月でもありますが。皆様には、お忙しい中に出席いただきありがとうございます。  
本日の総会がスムーズに進行できますよう最後までご協力をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
- 副 会 長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。
- 事 務 局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は、農業委員の欠席はございません。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。また、委員定数には関係ございませんが、日宇地区推進委員の磯本安男委員が欠席です。以上です。
- 副 会 長 ありがとうございます、それでは、③議事録署名人については、8番 小川徳衛委員、9番 井手源一郎委員、補充として10番 辻茂樹委員にお願いいたします。  
それでは早速、2の議事に入らせていただきます。
- 議 長 それでは議事に入ります。第203号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 はい、第203号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。  
1番、鹿町地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町鹿町の1筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は768㎡。転用目的は、畜産資材の保管場所で、施設は乾燥牧草保管場所、畜産業用車両及び機械類保管場所です。耕作者はなし。農地区分は農振内農用地になります。参考事項としまして、こちらは、北部浄水場より北東に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風は、建物を建設しないので何ら影響ない。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預貯金通帳の写し添付。都市計画法関係は許可不要です。  
以上1件です。ご審議よろしくお願いたします。
- 議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、鹿町地区。
- 3 番 はい、18番の内野です。2月24日に山口推進委員と申請者の立会いの下に現地を確認してまいりました。申請地は、事務局の説明どおり畜産資材の保管場所として設置予定です。特に問題はないと見てまいりました。以上です。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 鹿町地区推進委員の山口です。内野委員が説明されたとおりの問題ないと思います。

議長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第203号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第204号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第204号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明します。

1番、宮地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については宮津町の1筆。当初の転用計画は住宅用地。計画変更後の転用目的は一般住宅で施設は住宅1棟、木造鋼板葺平屋建となっております。変更の理由としましては、当初申請者が許可後計画に沿って造成工事を行い完了したが、建物工事着手前に家族が増えることが判り、以後の子育てと妻の仕事の両立には妻の両親の協力が不可欠と判断し、やむなく計画続行を断念。妻の実家近くに新居を購入した。このたび、長兄家族と同居している三男が独立のため新たに住宅を建築することになり、許可済み地の変更承認申請を行うに至ったものです。耕作者なし、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地、参考事項としまして、宮津公園より北に約300mの位置で、変更後の被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建物高を加減6.188m。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますがこちらは添付が済んでおります。都市計画法関係は連たん区域です。当初は平成21年4月28日許可となっております。

以上1件です。

なお、本件につきましては、次の議案で大宅委員が申請代理人となられている案件と関連しますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、ご審議していただけたらと考えております。よろしく願いいたします。

議長 それでは、本案件につきましては、この後の議案で大宅委員が代理申請されている案件と関連いたしますので、大宅委員は一時退席をお願いします。

(大宅委員退席)

議 長            それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、宮地区。

3 番            はい、3番の阿波です。2月24日に坂口推進委員と申請者立会いの下、現地を確認しました。申請地は周辺などに影響は与えないと思われるもので、問題はありません。

議 長            はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員        宮地区の坂口です。阿波委員が説明されたとおり問題ないと思います。

議 長            はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員            (なし)

議 長            それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員        (挙手多数)

議 長            ありがとうございます。それでは、第204号議案については承認されましたので、県に進達いたします。大宅委員につきましては、入室し着席をお願いします。

(大宅委員着席)

議 長            次に、第205号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局        はい、第205号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の4筆。地目は、登記田・畑、現況は休耕、面積は4筆合計449.66㎡。転用目的は店舗併用住宅用地。権利は所有権移転売買です。施設は住宅1棟、木造鋼板葺2階建、延床面積174.52㎡です。耕作者なし、農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、国道202号線沿い鳥越バス停より南東に約270mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.2m、擁壁・緩衝地を設ける、宅地内に側溝を整備する。日照通風、緑地・緩衝地を設ける幅約3m程度、建物高を加減8m。排水計画、雨水は溜桝から水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますがこちらは添付が済んでおります。都市計画法関係は連たん区域です。

2番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、宮津町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は495㎡。転用目的は一般住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造鋼板葺平屋建、延床面積99.37㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、宮津公園より北に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建物高を加減6.188m。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますがこちらは添付が済んでおります。都市計画法関係は連たん区域です。

3番、相浦・九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、母ヶ浦町の1筆。地目は、登記畑、現況荒地です。面積は68㎡。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、露天駐車場2台です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、母ヶ浦町公民館より北西に約250mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建築物は設置しないため被害の恐れなし。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。駐車場利用計画書添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は許可不要です。

4番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町黒石の1筆。地目は、登記畑、現況荒地です。面積は470㎡。転用目的は住宅建築。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造鋼板葺2階建、延床面積110.13㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、黒石地区公民館より北西に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、切土最高0.5m、擁壁を設ける。日照通風、里道及び市道に囲まれ近傍には農地は無く被害の恐れなし。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上4件ですが、2番の宮地区の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となられておりますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この案件を先行してご審議していただけたらと考えております。よろしく願いいたします。

議長 それでは、2番の宮地区につきましては、大宅委員が代理申請されておりますので、先に審議いたします。大宅委員は一時退席をお願いします。

(大宅委員退席)

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。2番、宮地区。

3番 3番の阿波です。推進委員の坂口委員と2月24日に確認いたしました。特に問題ないと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 はい、推進委員の坂口です。阿波委員の報告のとおり、問題ないと思われます。以上です。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第205号2番の案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。大宅委員につきましては入室し、着席してください。

(大宅委員着席)

議 長 それでは、2番を除く案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、江上地区。

3 番 はい、2番の川上です。2月24日に推進委員の北村委員と現地確認を行いました。周辺の農地には影響ないものと見てきました。よろしくをお願いします。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 はい、推進委員の北村です。川上委員が言われたとおり周辺に農地はありますが、私も影響はないものと確認いたしました。以上です。

議 長 次に3番、相浦・九十九地区担当委員の調査結果をお願いいたします。

富川委員 はい、12番の富川です。2月24日に推進委員の伊賀崎委員と現地確認いたしました。周辺には農地もなく特に問題はないと見てきました。よろしくをお願いします。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 はい、推進委員の伊賀崎です。富川委員が申しあげたとおり問題はないと思います。以上です。

- 議 長 次に4番、小佐々地区担当委員の調査結果をお願いいたします。
- 1 6 番 はい、16番の赤木です。2月22日に推進委員の松田委員と現地確認を行いました。特に問題ないと思います。以上です。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 松田委員 はい、推進委員の松田です。赤木委員と見てきましたが、なんら問題ないと見てきました。以上です。
- 議 長 それでは、以上の3件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。
- 委 員 (なし)
- 議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 農業委員 (挙手多数)
- 議 長 ありがとうございます。それでは、第205号議案について許可相当として県に進達いたします。次に、第206号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 はい、第206号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、通常案件について、ご説明いたします。
- 1番江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町中尾の1筆。地目は、台帳田、現況畑。面積は222㎡です。転用目的は、一般住宅用地。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田なっていますが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、中尾公民館付近に位置し、個人住宅の建設のための農用地区域からの除外案件です。
- 以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長(担当課:農業畜産課)より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課に回答します。
- ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江迎地区。
- 1 6 番 はい、16番の松永です。2月21日に推進委員の小川委員と事務局で現地を確認いたしました。県道路拡張工事に伴い、当該地の申請をしております。特に問題はないと思います。



議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 はい、推進委員の小川です。松永委員の説明どおり何ら問題はないと思います。以上です。

議 長 それでは、この案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第206号議案の審議結果を、農業委員会の意見として農業畜産課に回答いたします。次に、第207号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更(農振法第10条第3項非該当案件)に伴う意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第207号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更(農振法第10条第3項非該当案件)に伴う意見聴取について、ご説明します。

こちらは平成29年12月の第7回総会で審議しました全体見直しに関係する案件になります。農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項で農用地に定めるものがあげられており、この基準に沿って編入や除外を行うものですが、今回は現に公共用地になっているものの、全体見直し時の調査漏れなどにより農用地区域から除外していなかったものについて、佐世保農業振興地域整備計画の変更を行うものとなっております。

筆数、面積についてですが、公共利用を理由として41筆、0.8haを除外する計画となっております。

農用地区域全体の推移としましては、前回の随時変更後が5,008.8haで、今回の変更後は5,008.0haとなります。

7ページは地区別の集計表、8ページからが筆の内訳となっております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項非該当案件に係る農用地区域の除外に関し、佐世保市長(担当課:農業畜産課)より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、この案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第207号議案の審議結果を、農業委員会の意見として農業畜産課に回答いたします。

次に、第208号議案 農用改良届について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第208号議案 農地改良届について、ご説明いたします。

1番、宮地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、萩坂町の3筆。地目は、登記田、現況田。農地面積は3筆合計2,104㎡で、施工面積も同じです。農地改良を必要とする理由としては、狭小な棚田で作業効率が悪いいため、作業がしやすい広さに改良する。参考事項としまして、こちらは、六郎堤より南西に約200mの位置にあります。作付計画は、水稻。作付予定日は、平成31年6月20日。工事期間は、平成31年3月1日から平成31年4月30日。施工業者は記載のとおりで、土の採取場所は現地となっています。土の種類は、現地表土、現地掘削泥土。埋立ての高さは、平均1.5mとなっております。土の量は900㎥、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地及び農振内白地です。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、宮地区。

3番 はい、3番の阿波です。2月24日に推進委員の坂口委員と現地確認を行いました。参考事項に記載されていることを守ってもらえれば、周辺の農地には影響ないものと見てきました。よろしく申し上げます。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 はい、推進委員の坂口です。阿波委員が報告したとおりで、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、質問がある方はいらっしゃいますか。

13番 13番の水口です。お尋ねですが、申請が3筆になっていてそれぞれ、農振内農用地及び農振内白地と言うことですが、改良後はどちらになるのでしょうか。

事務局 はい、改良後は全体見直しの時に位置づけされると思います。

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。  
農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第208号議案の農地改良届を受理することといたします。  
次に、第209号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第209号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。  
1番、針尾地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、針尾中町の一筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は、63㎡です。願出の理由としては、願出地は、宅地と佐世保市道に囲まれた狭小な土地で庭木が植栽され、昭和25年頃より隣接する土地と一体化した宅地として利用されている。参考事項としまして、こちらは、小鯛公民館から北西側の方向、約90mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。  
以上、1件です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、針尾地区。

1 番 はい、1番の有馬です。本件につきましては、2月24日に推進委員の原委員と現地を確認してきました。該当地の現状を見たときに、記載のとおり昭和25年頃より隣接する土地と一体化した宅地として利用されていますので、止むを得ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

原 委 員 はい、推進委員の原です。有馬委員が報告したとおり、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。  
農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第209号議案議案について、非農地証明書を交付することといたします。  
次に、第210号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第210号議案 非農地通知について説明いたします。  
今回の非農地通知案件は、合計で301筆、面積153,848㎡となっています。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。  
本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて  
関係機関に非農地リストを提出いたします。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、それではこの案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第210号議案については、非農地通知を発出することといた  
します。

次に、第211号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願  
いいたします。

事 務 局 第 2 1 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1 番、日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地黒髪町 8 筆、地目は登  
記、田、現況、休耕地。面積は計 6, 6 3 7 m<sup>2</sup>、農用地区域、権利の種類は所有権移転  
贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1 番、日宇地区。

6 番 はい、6 番の浦です。2 月 25 日に推進委員の磯本委員と現地を確認しました。譲受人の経営  
状況は、後継者もおられ所有農地につきましては全て耕作中で専業農家でございます。何ら問  
題はないと思います。

議 長 それでは、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第211号議案については、許可することといたします。  
次に、第212号議案 納税猶予(生前一括贈与)に関する農業経営証明について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第212号議案 納税猶予(生前一括贈与)に関する農業経営継続証明について、ご説明いたします。

3年に一度の継続証明対象者は江上地区1名、吉井地区1名、世知原地区1名、江迎地区2名、鹿町地区2名の合計7名となります。

継続の届出を税務署及び県北振興局に提出しなければなりません、その届の添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回の議案として上程しています。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2 番 はい、2番の川上です。2月24日に推進委員の北村委員と現地を確認してきました。対象となる農地については管理が行き届いており問題はないと思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 推進委員の北村です。川上委員が言われたとおり問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2番の吉井地区。

1 3 番 13番の水口です。2月26日に推進委員の近藤委員と現地を確認いたしました。対象農地については管理されておりますので、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 はい、推進委員の近藤です。水口委員が言われたとおり問題ないと思います。

議 長 次に、3番の世知原地区。

1 4 番 14番の田中です。2月25日に推進委員の岩佐委員と現地を確認いたしました。対象農地については管理されておりますので、農業経営継続証明を交付することに問題ないと思います。  
以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 はい、推進委員の岩佐です。田中委員が報告したとおり問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、4番と5番の江迎地区。

1 7 番 はい、松永です。2月24日に推進委員の小川委員と確認してきましたが、対象地は管理されていて問題はありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 はい、推進委員の小川です。松永委員の報告どおり問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 次に、6番と7番の鹿町地区。

1 8 番 はい、18番の内野です2月24日に推進委員の山口委員と確認してきましたが、対象地は管理されていて問題はありません。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 はい、推進委員の山口です。内野委員が言われたとおり特に問題ありませんでした。

議 長 それでは、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第212号議案、農業経営継続証明を交付することといたします。次に、第213号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第213号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。利用権の設定は、宮地区3件、皆瀬地区2件、相浦・九十九地区1件、吉井地区1件、世知原地区1件、宇久地区3件、江迎地区2件、鹿町地区1件の計14件です。

解除条件付きの利用権の設定は、吉井地区2件、また、所有権の移転は、三川内地区1件で、全体で17件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 1番、2番の宮地区につきましては、阿波委員の案件ですので、先に審議いたします。阿波委員は一時退席をお願いします。

(阿波委員退席)

議 長 それでは、1番、2番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

議 長 それでは、1番、2番の案件につきましては、承認いたします。阿波委員につきましては入室し、着席してください。

(阿波委員着席)

議 長 それでは、1番と2番を除く案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第213号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第214号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第214号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、三川内地区1件、柚木地区1件で、合計2件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長            それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員            (挙手多数)

議 長            ありがとうございます。それでは、第214号議案については、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第215号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局            第215号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、三川内地区1件、柚木地区2件で、合計3件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第214号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長            はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員            (なし)

議 長            それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員            (挙手多数)

議 長            ありがとうございます。それでは第215号議案について、すべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。次に、第216号議案「佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局            第216号議案 佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について、ご説明いたします。

毎年1月から12月までの間に貸借契約の締結、公告が完了した農地の貸借に係る賃借料を算出しております。算定の基礎としては、毎月ご審議していただいております農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定で、かつ、賃借権が設定されている案件になります。なお、当然、毎年の審議案件の数や、借賃の金額の設定など、個々の契約内容によって異なるため非常に波があります。今回の結果としましては、普通畑が全域で200円の増加、水稻、飼料畑、樹園地が減少となっています。特に飼料畑については減少幅が大きく、市内平均で4,300円の減少という結果になっ



ております。しかしながら、先ほどもお話ししましたとおり、貸借の対価である借賃は、その年その年の貸し手、借り手の皆さんの状況や圃場の条件などによって、大きく変動することは考えられると思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第216号議案について、すべて承認されましたので、(案)を削除願ひます。次に、報告事項に移ります。

報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局より説明をお願ひいたします。

議 長 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願ひします。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、ご説明いたします。  
鹿町地区1件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。  
以上、報告いたします。

議 長 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願ひします。

事 務 局 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

平成31年1月18日、22日、30日、2月8日付局長専決事項として、早岐地区1件、日宇地区1件、大野地区2件、皆瀬地区1件の計5件受理しております。

以上、ご報告いたします

議 長 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願ひします。

事 務 局 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

平成31年1月18日、22日、30日、2月8日付局長専決事項として、早岐地区2件、佐世保

地区2件、柚木地区1件、大野地区1件、相浦・九十九地区1件の計7件受理しております。  
以上、ご報告いたします。

議 長 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明いたします。  
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、江上地区1件、佐世保地区1件、宇久地区1件、江迎地区1件の計4件を受理しております。  
以上報告いたします。

議 長 報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。  
法務局における地目変更登記申請に伴い、江上地区1件、三川内地区1件の計2件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、いずれも現況非農地として法務局に回答しております。以上報告いたします。

議 長 報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。  
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、佐世保地区1件、吉井地区2件、鹿町地区1件、受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。  
農用地利用配分計画について、世知原地区2件での解約通知を受理しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 **【宇久メガソーラー事業にかかる状況報告について】**

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第21回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。